

令和3年第10回公安委員会会議録

日時	4月1日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 4時00分	場所	公安委員会室
会議出席者	公安委員	小野委員長 下山委員 原委員 山本委員 高木委員		
	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官		

第1 定例会議

1 令和3年度の監察計画について

(1) 監察の目的

非違事案につながりやすい業務について必要な改善を行い、働きやすい職場環境の構築を行うもの

ア 業務主管課は、制度自体の検証を行い、必要な改善を図る。

イ 各所属に対して確実なフィードバックを行い、再発防止対策を図る。

(2) 熊本県警察が実施する監察

ア 総合監察

実施計画に基づき、監察官及び各業務主管課が警察署に赴き、業務関連書類や装備資機材の目視確認、個々職員に対する質問により検証する。

(ア) 実施時期

令和3年5月から12月までの間

(イ) 実施対象

県下全23警察署

イ 随時監察

能率的な運営や規律の保持のため、監察官が抜き打ちで行う。

(3) 警察庁及び九州管区警察局が実施する監察

ア 受監予定

警察庁による総合監察（年1回）

～ 監察項目「災害にかかる危機管理体制の構築及び点検の推進状況」

九州管区警察局による総合監察（年3回）

～ 監察項目 現時点は未定

イ 受監日

受監の概ね2週間前に通知される。

【委員からの質問等】

委員から、「警察庁による監察項目に「災害にかかる危機管理体制の構築及び点検の推進状況」があるが、熊本は、熊本地震から5年目という節目を迎える。当時、地震発生後速やかに対応状況等を取りまとめられていたと思うので、他県のモデルとなる推進体制を構築していただきたい」旨の発言があった。

2 令和3年2月熊本県議会定例会の結果について

(1) 会期

令和3年2月18日（木）から3月19日（金）までの30日間

ア 代表・一般質問

3月4日（木）から3月11日（木）までの間

イ 教育警察常任委員会

2月24日（先議）、3月9日（追号）、3月15日（後議）

(2) 警察関係付託議案等（教育警察常任委員会）

ア 予算関係

(ア) 令和2年度熊本県一般関係補正予算

a 警察費（▲5億1,106万6千円）

人件費、施設整備費、警察活動費（以上減額）、新型コロナウイルス感染防止関連経費等（増額）

b 災害復旧費（▲291万6千円）

警察施設災害復旧工事費等（減額）、交通信号機等緊急修繕費（増額）

c 繰越明許費の追加設定、債務負担行為の設定

(イ) 令和3年度熊本県一般会計予算

イ 警察の取調べに対する損害賠償請求訴訟の訴え（控訴）の提起

ウ 条例関係

服務宣誓条例、振り込め詐欺条例、特殊勤務手当条例の一部改正

(3) 警察関係質問（一般質問）

安全な横断歩道の確保について

3 熊本県警察における性的指向及び性自認に係る取扱いについて

(1) 趣旨

性的少数者をめぐる昨今の社会情勢を踏まえ、熊本県警察において、業務の公正確保、職員の利益の保護等を目的として、基本的な取扱い方針を示すに至ったもの

(2) 性的指向等の取扱い方針

ア 職員は、原則として戸籍上の性別に基づき取り扱う。

イ 戸籍上の性別の変更に至っていないものの、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に基づき、性別の取扱いの変更の審判を受けた職員は、他の性別に変わったものとして取り扱う。

ウ イによりがたい場合は、当該職員の希望、外見上の性別その他の事情を踏まえて個別に判断する。

(3) 職員の認識すべき事項

ア 性的指向及び性自認は、趣味・嗜好の問題ではなく、変更が難しく、変更する必要もないものであること。

イ 職員又は職務に従事する際に接する職員以外の者が性的少数者である可能性があること。

ウ 性的少数者をからかいやハラスメントの対象としてはならないこと。

エ カミングアウトは、当事者の自由意志によるべきものであること。

オ アウティングは、ハラスメントに該当すること。

【委員からの質問等】

委員から、「県警組織外に対する運用と組織内部に対する運用という2つの問題がある。組織外に対する運用については、人材育成の段階でLGBTへの取扱いについて指導していけばよいが、組織内部で問題が生じた場合は、セクハラ・パワハラにつながって行くので、そのような場合に、どこに相談すればよいかを決めておく必要がある」旨の発言があり、警察側から、「報告を省略していたが、今回定めた方針の中に、相談先等も規定している」旨の説明があった。

4 交番、駐在所等に対する術科検証及び指導結果について

(1) 概要

警察職員の殉職受傷事故防止の観点から、警察本部教養課、地域課及び柔道、剣道特別訓練部員が、警察署、交番、駐在所及び警備派出所に赴き、総合対処法訓練を実施し、訓練の重要性を再認識させるとともに勤務時における警戒心の保持を図った。

(2) 実施状況

ア 期間

令和2年10月28日（水）から令和3年3月11日（木）までの間

イ 実施者

- (ア) 教養課術科・体育指導室柔道師範
- (イ) 教養課術科・体育指導室指導官（柔道、剣道特別訓練部監督）
- (ウ) 地域課企画・指導係長
- (エ) 機動隊柔道、剣道特別訓練部員

ウ 対象者

23警察署の交番、駐在所及び警備派出所等勤務員

(3) 効果・反響

ア 自分達が勤務している交番その場所で訓練することで、具体的な動きを身に付けることができた。

イ 本部の一流の師範から直接指導を受けることができ感激した。

【委員からの質問等】

委員から、「指導結果がよくまとめてあり、他のところで指摘があった点などを共有し、今後につなげていけば、さらにレベルアップすると思う」旨の発言があり、警察側から、「一流の師範が現地に行って手取り足取り教えることで、職員も感謝している」旨の説明があった。

また、別の委員から、「話や動画よりも、実際に現場で指導することが、正に理にかなっている。また、人の力には限界があるので、インフラ整備も大事だと思う」旨の発言があった。

5 令和3年度熊本県警察嘱託警察犬嘱託書交付式の開催について

(1) 嘱託警察犬制度

審査会に合格した民間犬を警察犬として嘱託し、事案発生時に出動を要請して活用する制度であり、本県では昭和48年から導入している。

嘱託警察犬の推移				
	嘱託年度	元年度	2年度	3年度
総数	指導士	7	7	8
	嘱託犬総数	26	22	20
嘱託種別	臭気選別	1	0	0
	足跡追及	9	11	11
	捜索救助	22	20	20

※ 嘱託種別の頭数については重複犬を含む

(2) 交付式開催日程等

日時：令和3年4月7日（水）午前10時から

場所：熊本県庁プロムナード

(3) 警察犬の活動状況

年度		出動件数			出動内訳			効果事例
		直轄	嘱託	共同	行方不明者捜索	事件捜査	その他	
令和2年度	55	32	8	15	49	3	3	3
令和元年度	68	31	9	28	30	4	34	4

(4) 嘱託警察犬の効果事例

一昨年4月、人吉警察署管内における逃走被疑者の捜索において、嘱託警察犬指導士が直ちに現場に急行して被疑者が逃げ込んだ山林内の捜索を開始し、15分後に逃走被疑者の臭気を捉え、山林内に潜伏していた男性を発見、同行してい

た駐在所員が確保したもの。

なお、逃走被疑者は、窃盗事件の被疑者として大分県警から指名手配されていた人物であり、警察嘱託犬指導士には、本県刑事部長即賞、大分県宇佐警察署長から感謝状が贈られた。

【委員からの質問等】

委員から、「嘱託警察犬の数が減っている要因は何か」との質疑があり、警察側から「一概にこれが原因だというものとは分らないが、警察犬指導士が減っていることも要因だと思われる」旨の説明があった。

第2 報告・決裁等

- 1 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準の改正についての決裁
生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。
- 2 令和3年第9回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 3 審査請求(R2No.2)裁決書の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 4 審査請求(R3No.3)受理の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 5 要望受理(R3No.2)の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 苦情受理(R3No.2)の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 第35回九公連協議テーマ及び自由討議テーマの選定
公安委員会事務室から説明があり、選定が行われた。